

令和8年度 エキスパート支援員（看護師）採用選考受験案内

大阪府立桜宮高等学校

大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則（以下「就業等規則」という。）に規定する非常勤嘱託員として、大阪府立桜宮高等学校に勤務するエキスパート支援員（看護師）（以下「看護師」という。）を以下のとおり募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 看護師免許（国家資格）を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- (4) 看護師の職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者

2 職務内容

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において定義される医療的ケア（以下「医療的ケア」という。）に関する以下の業務を行う。

- (1) 当該生徒に対する医師の指示に基づく医療的ケア
- (2) 医療機関との連携
- (3) 医療的ケアを実施するための環境整備
- (4) 教員に対する指導・助言
- (5) その他、看護師を配置する学校（以下「配置校」という。）の校長又は准校長（以下「校長等」という。）が必要と認めるもの

3 募集予定者数

若干名

4 雇用期間

令和8年採用決定日から令和9年3月31日まで

※ 詳細な勤務条件等については、「8 勤務条件等」を参照してください。

5 応募の手続

郵送もしくは持参により申し込んでください。

(1) あて先	〒534-0001 大阪府大阪市都島区毛馬5-22-28 大阪府立桜宮高等学校
(2) 受付期間	随時
(3) 申込方法	申込前に本校へ電話で連絡をください。 電話 06-6921-5231 郵送の場合は、「簡易書留」で長形3号封筒（12cm×23.5cm）の表に「看護師採用選考申込」と朱書きのうえ、「(4) 提出書類」に示す①～③に必要な事項を記入のうえ提出してください。
(4) 提出書類	①令和8年度 エキスパート支援員（看護師）採用選考申込書 ②返信用封筒2枚（受験日時及び選考結果通知の送付のため） （長形3号封筒（12cm×23.5cm）に110円切手を貼り、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの） ③看護師免許を有していることがわかる書類の写し（証明書、合格通知書など）

6 選考日時、場所、方法等

(1) 日時

随時

(日時は、返信用封筒に記載されている住所に郵送にて別途通知もしくは電話で連絡します。)

(2) 会場

大阪府立桜宮高等学校

〒534-0001 大阪府大阪市都島区毛馬5-22-28

(3) 選考方法

個人面接(1人15分程度)

(4) 選考基準(主な評価の観点)

- ・教育現場における医療的ケアにかかる知識及び関心があるか。
- ・親身になって教職員、生徒、保護者の相談に積極的に応じることができるか。
- ・幅広い識見を持って主体的、自律的に活動を行いながら、教職員と密接に連携して組織的な対応を図ることができるか。

7 選考結果の通知

選考日から2営業日以内に受験者全員に対し結果通知します。

8 勤務条件等

条件付採用期間	あり(条件付採用の期間は1月)																	
勤務場所	大阪府立桜宮高等学校																	
身分	地方公務員法第17条及び第22条の2第1項1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員																	
雇用期間	採用決定日から令和9年3月31日																	
報酬等	報酬等は府教育庁が定めるところにより変更する場合があります。 ○報酬額：勤務1時間につき2,050円 ○交通費：勤務の事実の確認及び交通費の決定は、届出に基づき実施 ○昇給、退職手当：なし ○期末、勤勉手当：あり ^{※1} ※1 任用期間が6月以上かつ勤務時間が週あたり15時間30分以上の者 ^{※2} に限る。 ※2 「勤務時間が週あたり15時間30分以上の者」とは、次のいずれかの者のことをいう。 ①任用期間全期間を平均した1週あたりの勤務時間が15時間30分以上の者 ②任用期間において、月ごとに平均した1週あたりの勤務時間が15時間30分以上である月が6月以上の者																	
勤務時間 休暇等	○勤務時間：生徒の在校時間(7:50から16:25)の間で決定 ※1日6時間以内で、週29時間以内 ※勤務曜日・日数及び時間は、採用予定者の状況等を踏まえ、学校長が決定します。 ○時間外勤務：なし ○休憩時間：6時間を超える場合においては45分の休憩あり ○休暇：6月を超えて勤務する者に対し、一定の基準により年次休暇を付与 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1週間あたりの勤務日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>年次有給休暇日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table> ○特別休暇：あり(有給・無給)						1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日	年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日
1週間あたりの勤務日数	5日	4日	3日	2日	1日													
年次有給休暇日数	10日	7日	5日	3日	1日													
報酬等支払方法	月の1日からその月の末日までの間における勤務時間数の実績により計算した額が、翌月の10日(その日が週休・休日にあたる場合はその直前の銀行営業日)に支給されます。																	

保険等	<p>【社会保険（健康保険、厚生年金保険）】 原則、適用はありませんのでご自身で国民健康保険等に加入していただくこととなりますが、次の要件に該当する場合、健康保険（公立学校共済組合）及び一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。 〈参考〉社会保険の適用範囲拡大（令和4年9月2日公立阪第288号抜粋） ※令和4年10月1日以降の公立学校共済組合加入要件は、社会保険と同様です。</p> <table border="1"> <tr> <td>労働時間</td> <td>週の所定労働時間が20時間以上</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>月額88,000円</td> </tr> <tr> <td>勤務期間</td> <td>継続して2ヶ月超の雇用見込み</td> </tr> <tr> <td>適用除外</td> <td>学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）</td> </tr> </table> <p>【雇用保険】 雇用時に定めた1週間の勤務時間が平均20時間以上で、31日以上任用期間がある場合、適用となります。</p>	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	賃金	月額88,000円	勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用見込み	適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）
労働時間	週の所定労働時間が20時間以上								
賃金	月額88,000円								
勤務期間	継続して2ヶ月超の雇用見込み								
適用除外	学生でないこと（ただし、休学中、定時制、通信制等は適用）								
災害補償	地方公務員法災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによります。								
服務	地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。								
その他	○人事評価の対象となります。 ○1年間の雇用期間で週当たりの労働時間が29時間以上の方は、労働衛生法に基づく健康診断・ストレスチェック等を実施します。								
任命権者	大阪府教育委員会								

9 注意事項

- (1) 本採用は、令和8年度大阪府の予算の成立を前提に実施される停止条件付事業です。そのため、令和8年度当初予算に関連経費が計上されない場合は、採用を募集したことに留まり、いかなる効力も発生しません。
なお、このことに伴い、貴方に損害が生じた場合に合っても、府ではその損害について一切負担しません。
- (2) 採用申込書等に虚偽の記載があった場合は、採用されません。また、採用決定後、非違行為その他採用することが適当でないと思えられる事由が判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類は、返却いたしません。

【参考】

<p>地方公務員法（昭和25年法律第261号） -抜粋-</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>

pp

<p>《問合せ先》 大阪府立桜宮高等学校 電話番号 06-6921-5231 担当：教頭</p>
--